

【公報種別】商標公報の訂正
【発行日】令和7年7月17日（2025. 7. 17）
【登録番号】商標登録第6940405号（T6940405）
【掲載公報発行日】令和7年6月30日（2025. 6. 30）
【年通号数】登録公報（商標）2025－119
【区分】35
【出願番号】商願2024－116451（T2024－116451）
【訂正要旨】【商標権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。
（190）【発行国】日本国特許庁（JP）
（450）【発行日】令和7年6月30日（2025. 6. 30）
【公報種別】商標公報
（111）【登録番号】商標登録第6940405号（T6940405）
（151）【登録日】令和7年6月20日（2025. 6. 20）
（541）【登録商標（標準文字）】

S 2 P 2 C

（500）【商品及び役務の区分の数】1
（511）【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第35類 事業に関する指導及び助言，事業の企画・立案，商品販売に関する事業の仲介及び助言，販売促進のための企画及び実行の代理，ソーシャルメディアにおけるマーケティングに関する助言，ソーシャルネットワークワーキングサービスを利用した広告，タレント・モデル・消費者の購買行動決定に影響を与える人のあつせん，商品・役務の買い手及び売り手のためのオンライン市場の提供，製品流通事業の管理，インターネットにおけるショッピングモールに出展した事業者の経営に関する指導又は助言，電子商取引に係る事業経営に関するコンサルティング，広告場所の貸与，広告の代理，広告用動画の制作，広告及び印刷物のデザイン・コピーライティング・写真撮影及び補助をする者の紹介，商業及び広告のための展示会及び見本市の実施・手配及び運営，マーケティング，消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供，商業のための消費者への商品及び役務の推薦の提供，商品の受発注管理・売上管理・在庫管理，会員制クラブの管理及び運営，加盟店において特典を受けられる会員カードの会員の募集及び会員の管理，被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，身飾品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，靴類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，時計及び眼鏡の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，愛玩動物用被服類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，化粧品・歯磨き及びせつけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，化粧用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

【国際分類第12版】

(210) 【出願番号】商願2024-116451 (T2024-116451)

(220) 【出願日】令和6年10月30日 (2024. 10. 30)

(732) 【商標権者】

【識別番号】519098914

【氏名又は名称】B l e a f 株式会社

【住所又は居所】東京都千代田区神田美土代町1番地

(740) 【代理人】

【識別番号】110002860

【氏名又は名称】弁理士法人秀和特許事務所

【法区分】平成23年改正

【審査官】我妻 宏樹

(561) 【称呼 (参考情報)】エスツーピイツーシイ、エスニピイニシイ

【検索用文字商標 (参考情報)】S 2 P 2 C

【類似群コード (参考情報)】

第35類 04A01、04B01、04C01、11A07、17A01、17A02、17A03、17A04、17A07、19B33、21A02、21B01、21C01、21F01、22A01、23A01、23B01、35A01、35A02、35B01、35D01、35J01、35K02、35K08、35K10、35K17、35K99、35L01